

通勤手当支給の細則を定める達

2018年9月25日

MF第2018000005号

第1章 総則

第1条 一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）役員及び評議員の報酬等に関する規程第6条及び職員給与規程第7条により支給する通勤手当については、この達の定めるところによる。

第2章 公共交通機関に係る通勤手当

（支給の基準及び方法）

第2条 通勤手当は、常勤の役員、職員、及び嘱託（以下「当該職員等」という。）が居住地の最寄駅より財団までの最も経済的かつ、合理的な交通機関の順路（以下「通勤経路」という。）による乗車区間の通勤定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入するに必要な金額とする。

2 通勤経路において当該職員等の居住地より最寄駅までの距離が1.2kmを超える場合は、バス利用に係る定期代について支給することができる。

3 定期券の金額は、原則として定期券の通用期間が6か月のものとし、特別の事由がある場合はこれを3か月又は1か月のものとすることができる。

4 通勤手当は、定期券の通用期間毎に支給するものとする。

5 なお前各号の規定にかかわらず、当該職員等が居住地より財団まで自転車を使用し通勤を行うときには、第3章に定める自転車通勤規則により取り扱うものとする。

（支給の手続及び認定）

第3条 通勤手当の支給を受けようとする者は、管理部長の定める様式による通勤手当支給申請書に必要事項を記入し、管理部に提出しなければならない。通勤経路を変更しようとする場合についても同様とする。

2 管理部は、前条による申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、第2条第1項の通勤経路である事を確認し、認定するものとする。

（返納）

第4条 通勤手当の支給を受けた当該職員等が、次の各号の一に該当する場合は、原則としてその該当事由が生じた翌日から起算した当該定期券の残り期間の払い戻し金相当額を返納させる。

(1) 退職しまたは解雇されたとき。

(2) 2か月以上休職又は欠勤若しくは出張するとき。

(3) 居住地の変更等により通勤経路を変更する必要があるとき。

(4) 自転車通勤を開始、若しくは中止を財団が認めた時。

第3章 自転車通勤に係る通勤手当

(適用)

第5条 本規則は、職員が所有者または使用者となっており、もっぱら通勤のために使用する自転車について適用する。

(許可条件)

第6条 自転車による通勤を希望するものは、財団に申請して許可を得なければならない。

2 自転車による通勤は、原則として次の条件をすべて満たす職員にのみ認める。

- (1) 自宅から財団までの片道の通勤距離が25km未満の者。
- (2) 身体及び精神に支障のない者。
- (3) 安全基準を満たしている自転車を通勤に使用する者。
- (4) 財団の規定する条件を満たす保険に加入している者。
- (5) 自転車通勤による肉体疲労等で業務に支障を及ぼさない者。
- (6) 適切な駐輪場所を自身の責任において確保できる者。

3 前項第4号に規定する保険は以下の条件を満たすものとする

- (1) 自転車通勤期間適用になる保険であること
- (2) 対人対物賠償責任保険 5,000万円以上

(許可)

第7条 自転車による通勤を希望する者で前条の要件を満たした者は、自転車通勤開始前月の1日までに自転車通勤許可願を提出しなければならない。また、記載事項に変更があった場合は、速やかに許可願を再提出しなければならない。

2 自転車通勤開始日は毎月1日とし、原則として月の途中での通勤手段の変更は認めない。

3 許可期間は1年以内とし、毎年4月1日に更新する。更新は自動更新とせず、所定の許可手続きを取らなければならない。

(禁止事項)

第8条 運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 自転車を業務に使用すること。
 - (2) 拘束時間中に私用で自転車を使用すること。
 - (3) 自転車に文字・ステッカー・旗等を用いて、財団の所有物（社用車）と見られる表示をすること。
 - (4) 飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること。
 - (5) 整備不良の自転車を使用すること。
 - (6) その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること。
- 2 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

(事故等の取り扱い)

第9条 自転車での通勤途中に事故を起こした場合は、ただちに上長に報告しなければならない。

2 前項における事故について、財団は賠償責任を負わない。

3 第1項における事故により財団が損害を受けたときは、当該職員に対し賠償請求を行うことがある。

4 財団の駐輪場内での自転車の破損・盗難等の事故については、財団はその補償を行わない。

(通勤手当)

第10条 自転車通勤をする職員には、通勤手当を次の表とおりに支給する。ただし、第2章に定める通勤手当は支給しないものとする。

| 自宅から財団までの通勤距離（片道） （通勤経路に沿った距離） | 通勤手当（月額） |
|-----------------------------------|----------|
| 2km未満 | 0円 |
| 2km以上10km未満 | 4,200円 |
| 10km以上15km未満 | 7,100円 |
| 15km以上25km未満 | 12,900円 |

第4章 雑則

(改廃)

第11条 この達の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この達は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。